

# 農業・農村地域活性化のためのグリーン・ツーリズムの発展戦略

(The development strategy of the green tourism for activation of a rural area)

成 耆 政  
(Kijung SUNG)

## 目 次

- I. はじめに
- II. グリーン・ツーリズムの展開
- III. グリーン・ツーリズムの類型とその特徴
- IV. グリーン・ツーリズムの発展戦略
- V. むすび

## I. はじめに

近年、「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、(滞在型) 余暇活動」であり、それを通じて農村で生活する人も、農村地域を訪問する人も生活の質を高める、「農村で楽しむゆとりある休暇」と定義しうるグリーン・ツーリズム<sup>(註1)</sup>が注目されている。

これには国民の生活の価値観が、これまでの物質的な豊かさから「心の豊かさ」「ゆとり」を重視、また個々人の生活を大切にす社会へと大きく変化してきたことに起因するところがある。また、今後の生活の力点として「レジャー・余暇」<sup>(註2)</sup>に代表される都市住民の生活価値観(社会的な生活条件)とライフスタイルの変化や、勤労時間の短縮化により大幅に増えた生活余暇時間を、豊かな自然の中で過ごし、自己実現のための機会として活かしたり、家族のふれあいの場や教育の場として、農山漁村の環境、景観等の自然資源、農業資源や、暮らし、伝統文化資源等の役割の重要性が一層高まっている。

また、グリーン・ツーリズムの供給側である農山漁村を取り巻く環境は、食料自給率の低下、農業労働力の非農業部門への流出による基幹的な農業従事者の急激な減少、それに伴う高齢化や過疎化の進展等で厳しくなる一方である中で、都市住民の自然志向、田舎志向、ふるさと志向に応えた交流を深めることによって、農村地域の自然やその他の諸資源を多面的に活用することができるようになる。

このような状況の下で、農林水産省においては、グリーン・ツーリズムを農業・農山漁村地域の活性化、都市地域と農山漁村の共存関係の構築のための一つの重要な施策<sup>(註3)</sup>として位置づけ、積極的に取り組んでいる。

本稿は、日本におけるグリーン・ツーリズム政策の展開及び類型と実態を分析するとともに、農業・農村地域活性化のためのグリーン・ツーリズムの発展戦略を提示することを目的とした。

## Ⅱ. グリーン・ツーリズムの展開

### 1. グリーン・ツーリズム推進施策の方向と主体

#### 1) 新政策とグリーン・ツーリズム

農林水産省は平成4年6月、GATTのUR合意を目前にし、農業経営が歴史的な転換期にある中で、21世紀に向けて政策展開を図るために、新たな社会経済情勢に対応できる食料・農業・農村政策の方向を示した「新しい食料・農業・農村政策の方向」<sup>(註4)</sup>(新政策)を公表した。この新政策のねらいは三つあると思われる。一つ目に、「食料の自給率を高める」ということである。二つ目に、「優秀な人材を農業・農村地域に確保する」ことである。今日、日本農業における人材の確保問題は最重要課題である。そして三つ目は、「豊かな農村環境を整備する」というねらいである。新政策で示された主な政策の展開方向は〈表1〉の通りである。

表1. 新政策で示された主な政策内容とその展開方向

政策内容	展開方向
1. 土地利用型農業経営の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他産業並みの年間労働時間：1,800～2,000時間</li> <li>・他産業従事者と遜色のない生涯所得： 2億～2億5千万円</li> <li>・10年程度後の稲作経営： 個別経営体で10～20ha程度 コスト水準は現状の5～6割</li> </ul>
2. 経営体の育成と農地の効率的な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の重点化（金融、税制、普及指導等）</li> <li>・農業生産法人の整備による法人化の推進</li> </ul>
3. 米の生産調整と管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産調整は経営体の主体的判断</li> <li>・米の管理につき、市場原理、競争条件の一層の導入</li> </ul>
4. 価格政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト削減に努めながら、需給事情を反映させた価格水準とする必要</li> </ul>
5. 環境保全に資する農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の軽減に配慮した農法の推進</li> </ul>
6. 適正な土地利用の確保と農村の定住条件の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト削減に努めながら、需給事情を反映させた価格水準とする必要</li> </ul>
7. 中山間地域等に対する取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業の振興、定住条件の整備、地域資源の維持・管理</li> </ul>

資料：農林水産省の資料より作成

新政策におけるグリーン・ツーリズムは、農村の定住条件の整備の観点から農村地域全体の所得の維持・確保のための施策として位置づけ、多様な就業機会を創出するため、農村工業の導入の他、地域のリーダーシップを発揮できる人材の育成・確保、地域内発型<sup>(註5)</sup>の農林水産関連産業の振興、都市にも開かれた美しい農村空間の形成にも資するグリーン・ツーリズムの進行を図ることとされている。即ち、グリーン・ツーリズムは農村地域社会の活力と連帯を維持・増進するものとして、主に多様な就業の場の創出、また、併せて都市にも開かれた美しい農村空間の形成に資すると期待されたところである。

## 2) グリーン・ツーリズム研究会の中間報告

平成4年4月に農林省構造改善局長の私的諮問機関として「グリーン・ツーリズム研究会」が設置され、グリーン・ツーリズムの推進方向等について検討を行い、平成4年7月に中間報告が取りまとめられた。同研究会の中間報告において、グリーン・ツーリズムの基本的な施策の展開方向〈表2〉と考え方の概要<sup>(註6)</sup>は次の通りである。

表2. グリーン・ツーリズムの基本的な施策の展開方向

基本施策	展開方向
1. 美しい村づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村地域における生産基盤と生活基盤の一体的な整備</li> <li>・地域の景観保全等を図る仕組み（協定、条例等）の検討等</li> </ul>
2. 受け入れ態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス水準の向上、体験インストラクターの養成、宿泊施設の整備等</li> <li>・農林漁業体験民宿の登録制度の推進やそのための仕組みの検討等</li> </ul>
3. 都市と農山漁村の相互連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携強化による組織立った情報活動の推進と都市側ニーズの伝達システム等の情報システム構築等</li> </ul>
4. 推進・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民が連携した都市・農山漁村両サイドにおける積極的なキャンペーン展開の検討</li> <li>・企業、消費者団体、労働組合、都市農協等と農山漁村の交流を可能とする体制整備の検討</li> <li>・国・都道府県・市町村等によるグリーン・ツーリズム推進の指導体制と官民の協力・分担関係についての検討等</li> </ul>

資料：農林水産省の資料より作成

### ① これからの国民生活とグリーン・ツーリズム

「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」を重視する国民の価値観の変化を反映し、農山漁村地域の持つ多面的な機能や農山漁村におけるゆとりある生活の可能性に対する評価が高まっている。一方、農山漁村地域の活力が低下しており、国土の均衡ある発展を図るため、農山漁村地域を活性化することが求められている。

このため、農林漁業の振興を図ると同時に、農山漁村地域を「居住空間」、「余暇空間」として位置付け、美しい農山漁村空間を形成し、地域の活性化を図ることは極めて重要である。

このような観点から、グリーン・ツーリズムの推進を、農山漁村地域の活性化、都市と農山漁村の共存関係の構築のための一つの重要な施策と位置付け、長期的に取り組むことが必要である。

### ② グリーン・ツーリズムの提唱

農山漁村地域における開かれた美しい村づくりに向けた意欲と、価値観の変化や余暇時間の増大を背景に都市住民の側に芽生えた新たな形での余暇利用や農山漁村空間への想いとに橋を架けるものとしてグリーン・ツーリズム「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型余暇活動」、一言で言えば「農山漁村で楽しむゆとりある休暇」を提唱する。

グリーン・ツーリズムは、大規模な開発は行わず、地域資源を最大に活用し、心のふれあい等、人的交流の面を重視し、農山漁村の自然や社会を育てるものでなくてはならない。また、受け入れる農山漁村側が地域のコンセンサスのもとで主体的に取り組み、村づくり方策の一環として位置づけた上で「人と地域が共に生きる農村」を目指して推進することも重要である。

## 3) グリーン・ツーリズムの推進主体

グリーン・ツーリズムの条件整備方向は、地域資源の再評価、地域農業の多面的機能を基本とする特色ある地域資源の活用と同時に、内発的なグリーン・ツーリズム関連ビジネスの企業化を目標とする。その推進は行政機関、関連団体、地域住民が一体になった「地域経営」的な観点での推進が必要である。推進主体は地域住民主体にすべきであるが、現実的には行政主導の場合が多い。

推進主体を類型別に区分すると、「行政主導型」と「地域住民主導型」に大別されるが、推進形態としては、行政主導の推進・運営に地域住民が参画したり、または地域住民の自主的な推進・運営に行政が支援する形になっている。

従って、実際の推進主体は、「行政主導・地域住民参画型」、または「地域住民主体・行政支援型」になり、「行政主導型」の場合は、地域住民参画の内容・程度に、そして「地域住民主体型」の場合は、行政支援の内容・程度が問題になる。

グリーン・ツーリズムの条件整備には、「地域づくり」と同時に「農村地域の新たな事業創出」も重要である。なお、「地域づくり」と「農村地域の新たな事業」を担当する人材の確保・育成が必要で、これらを一体化した形での推進が要求される。グリーン・ツーリズムの条件整備を持続的に活性化するためには「行政主導・地域住民参画」から「地域住民主体・行政支援」に移行することが重要である。

しかし、過疎化、高齢化が深刻な状況にまで進行されている現状では地域住民による主体的な地域活性化の推進が極めて困難な場合が少なくない。このような状況の下では当然行政機関が積極的に課題を提起し、グリーン・ツーリズムの条件整備の推進に主導的な役割を果たさなくてはならない。その場合でも、どうすれば農村地域住民が積極的に参画できるかを考慮するとともに、地域住民が主体的に推進していけるようなシステムづくりと地域実情に適した行政支援の本質を確立すべきである。

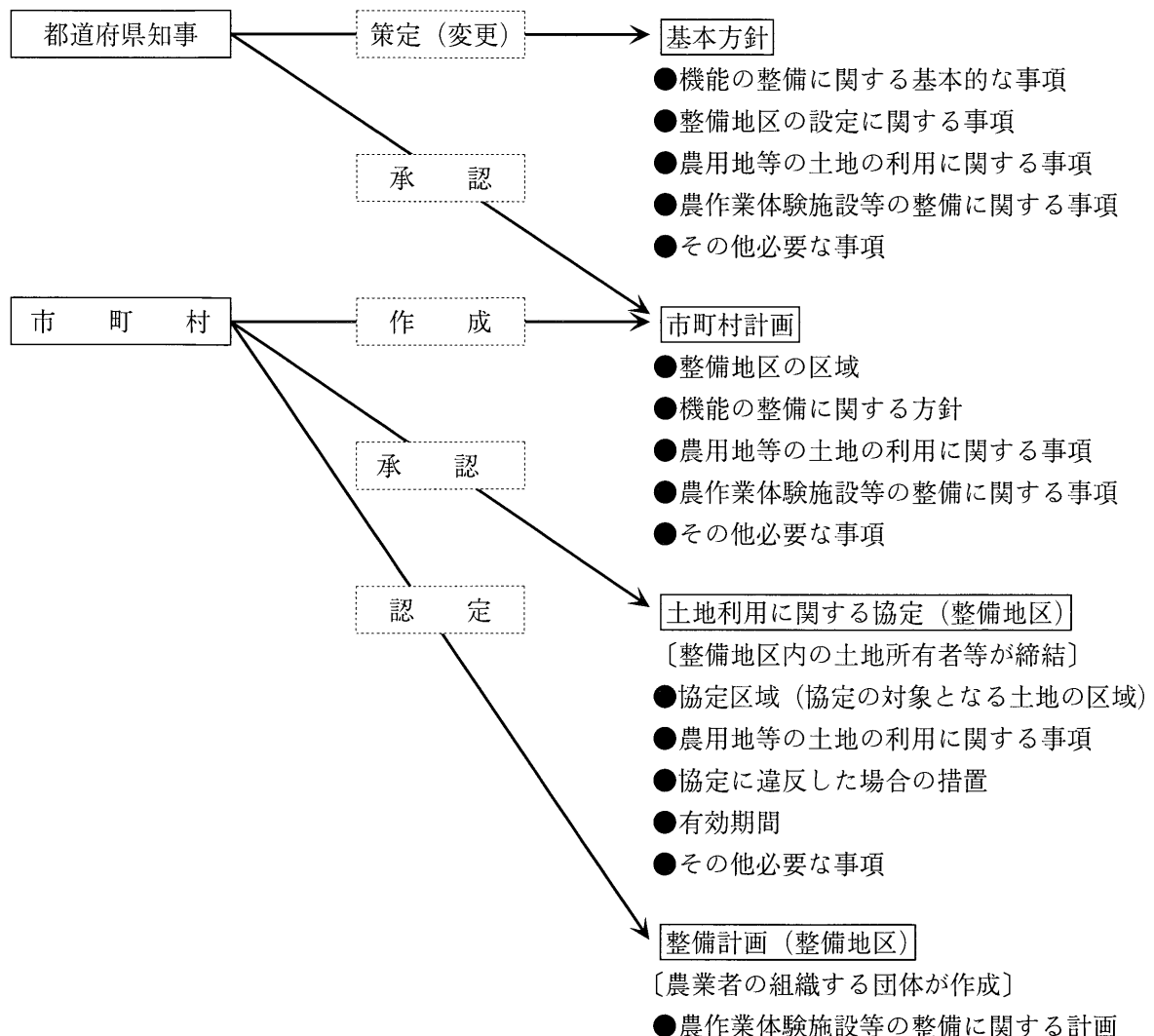
## 2. グリーン・ツーリズムの展開方向

平成6年6月、余暇活動のための基盤の整備を促進し、ゆとりのある国民生活の確保と、所得機会の創出、農山漁村地域の活性化（振興）に寄与することを趣旨として、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（平成6年、法律第46号）が制定され、平成7年4月1日から施行された。

本法は、農村滞在型余暇活動のために都市住民等が利用する施設の整備や訪れる人々に快適な環境を提供する機能等を増進するような土地利用を確保すること等を主な内容とした「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等」〈図1〉と、農林漁業体験民宿業者の登録制度の創設等を内容とした「農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置」〈図2〉の二つから構成されている。

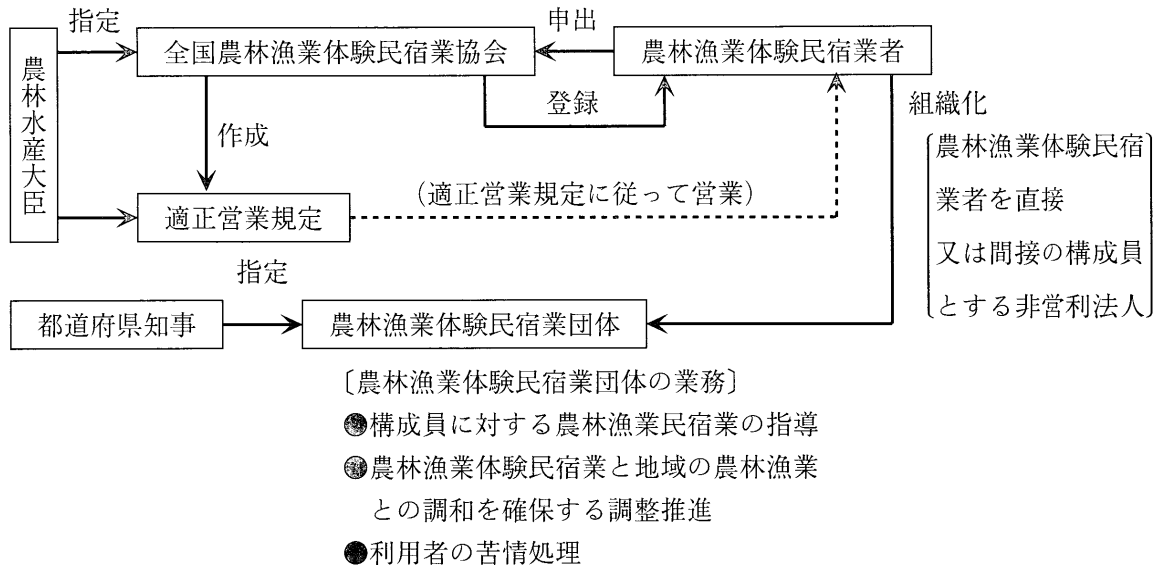
前者では、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して都道府県知事が策定する基本方針及び市町村が作成する市町村計画、整備地区内の土地所有者等が締結する土地利用に関する協定、農業者の組織する団体が作成する整備計画によって、農林漁業の体験に関わる施設や交流の促進に関わる施設、生活環境の改善等滞在型余暇活動のための基盤整備の促進を図ることとなっている。

図1. 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等



また、後者では、農林水産大臣による全国農林漁業体験民宿業協会の指定及び都道府県知事による農林漁業体験民宿業団体の指定、農林漁業体験民宿業者の登録について定めている。全国農林漁業体験民宿業協会として指定を受けた財団法人農林漁業体験協会では、これを受けて農林漁業体験民宿の普及・啓発を進めるため、データブックの作成をはじめ、インターネット・ファックス通信での情報サービス、ガイドブックの作成、新聞・雑誌記事への紹介、旅行代理店・各種都市住民組織とのタイアップ、各種イベント等の措置を推進しているところである。

図2. 農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置



### Ⅲ. グリーン・ツーリズムの類型とその特徴

#### 1. グリーン・ツーリズムの対象と領域

グリーン・ツーリズムに関する研究成果<sup>(註7)</sup>は多数刊行されているが、グリーン・ツーリズムの対象や領域へのとらえ方は、論者によって論点の相違点はあるものの、共通点も多くみられる。共通する点は、「農村の自然や地域の文化活動、歴史遺産や人々の生産と生活の営みをトータルに対象」<sup>(註8)</sup>とするところである。

横川は、グリーン・ツーリズムの対象と領域のついて、三つの原点（基本形態）と五つの出会い（交流）に分けて述べている〈表3〉。まず、グリーン・ツーリズムのふれあい、人々の出会いは、①商品が仲立ちする場面（ふれあい市、産直交流等）、②伝承文化が仲立ちする場面（お不動さんの縁日、郷土料理等）、③膝突き合わせる場面（農家民宿等）、④農村景観が仲立ちする場面（蛍祭、キャンプ場等）、そして⑤農地が仲立ちする場面（観光農園、棚田オーナー制度等）の五つである。

また、グリーン・ツーリズムの三つの基本形態は、①家庭と村がサービスの主体になり、顧客をもてなす場合（自家用野菜、自家用保存食の販売、村祭りの振る舞い等）、②訪問者とお互いに顔が見え話が弾むサービスの場合（ふれあい市、産直交流等）、そして③サービスの内容が労働と遊びと教育の境界線が消え、混然一体化している場合（市民農園、棚田オーナー等）等である。

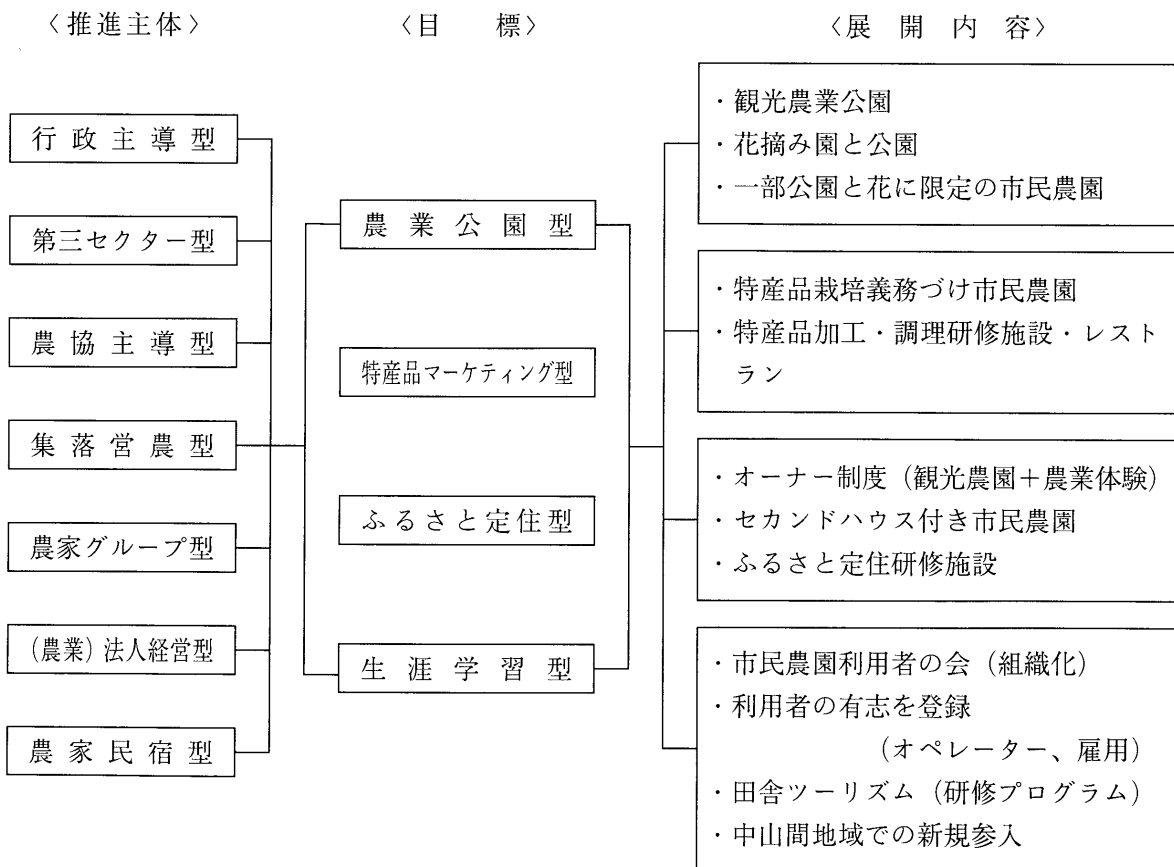
日本の場合、グリーン・ツーリズムの対象分野は極めて広範囲にとらえられている。〈図3、4、5〉をみると、推進主体が行政から農家までと多様である。その目標も農業公園、特産物マーケティング、ふるさと定住、生涯学習に分けられ、それぞれの展開内容もバラエティーに富んでいる。

表3. グリーン・ツーリズムの基本形態と交流

基本形態	対応関係	交 流	
		仲介するもの(主体)	具 体 例
家庭や集落の振る舞いが起源である		商 品 (農産物、加工品)	ふれあい市(朝市、夕市)、産直交流、物産館
顔が見え話が弾む取引である		伝統文化	お不動さんの縁日、地藏祭、神楽、古民家体験、草木染め、そば道場、郷土料理、農産物加工体験
		膝突き合わせる (仲介不要)	農家民宿
労働・遊び・教育が混然と一体化している		景 観 (自然資源)	蛍祭、ガタリンピック、キャンプ場、草スキー
		農 地	市民農園、観光農園、棚田オーナー制度、学童農園

資料：横川洋「グリーン・ツーリズムの意義と可能性」『九州マーケティング・アイズ』vol. 6、九州マーケティング協会、1998年7月、2ページより修正・引用

図3. 日本におけるグリーン・ツーリズムの推進主体、目標、展開内容



資料：宮崎光博「グリーン・ツーリズムの推進体制」、井上和衛・中村攻・山崎光博共著『日本型グリーン・ツーリズム』都市文化社、1996年3月、151ページより引用



図4. 観光とグリーン・ツーリズムの関連図

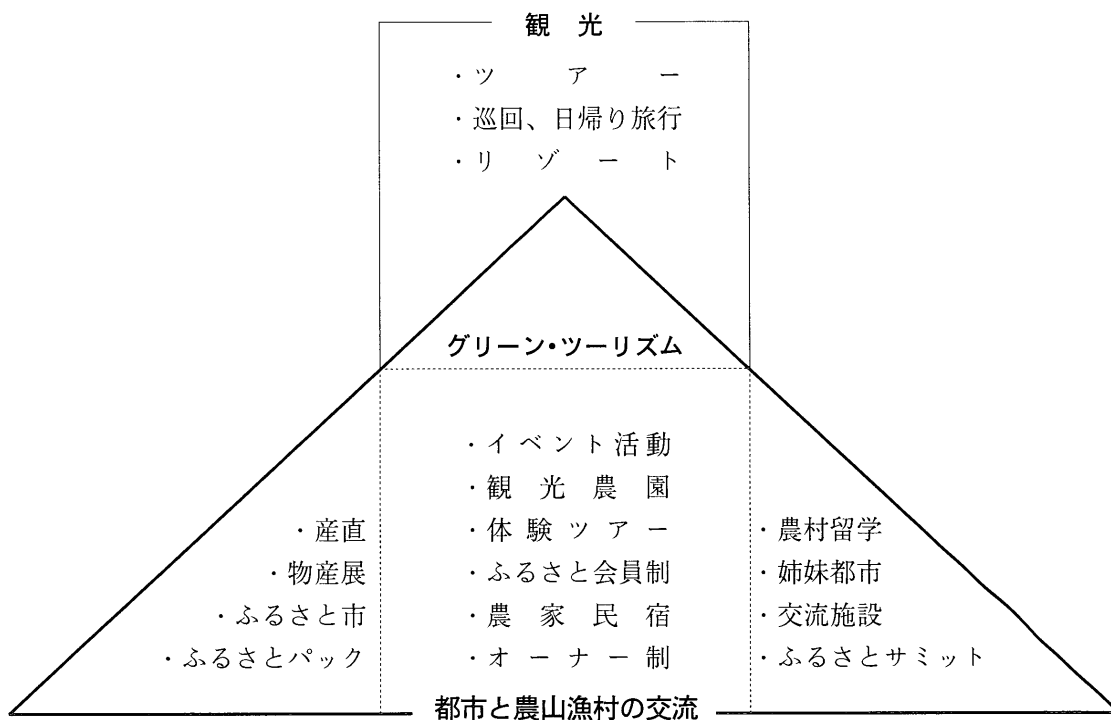


図5. 都市住民からみたグリーン・ツーリズムの態様

在宅	日帰り型			宿泊・滞在型		
	(移動距離)			(滞在期間)		
	近隣	近郊	一日圏	短期(日単位)	長期(週単位)	定期的・反復的
農業・農村の関わり の深さ	農産物直売所での地元農産物の購入					
	ふどう狩り、芋掘り等の観光農園の利用			農家民宿への宿泊 ・農村生活体験 (郷土料理の賞味、村づくりへの参加等) ・農産物加工体験 ・農作業体験		
	農業公園の入園					
	そば打ち、わら工芸等農産物加工体験					
	田植え、稲刈り等農作業体験			・援農ボランティア		
	・稲刈りツアー			・農業体験・農業知識の学習		
直産による農産物購入		ガーデニング				
福祉農園		学童農園		市民農園の利用		滞在型市民農園

2. 日本におけるグリーン・ツーリズムの特徴 <sup>(註9)</sup>

日本におけるグリーン・ツーリズムの特徴をヨーロッパと比較してみると次の通りである。

第1に、滞在型の宿泊旅行のみを対象にするヨーロッパに対し、日本は日帰り旅行も対象にする。(財)農林漁業体験協会が平成12年9月から10月にかけて実施した調査のうち、グリーン・ツーリズム施設の立地と利用客の範囲を示したのが〈表4〉である。グリーン・ツーリズム施設の利用客の84%は、地元周辺と近隣主要都市の近所から訪れており、都市と農村の近接性が反映された結果である。なお、グリーン・ツーリズム施設の79%は、中山間農業地域に立地していることが分かった。

表4. グリーン・ツーリズム施設の立地と利用客の範囲

(単位：%、施設数)

利用客の範囲	地元周辺	近隣主要都市	三大都市圏	遠距離主要都市	全国	合計
都市的地域	58.5	32.2	0.0	1.5	7.7	100.0
平地農業地域	35.3	33.1	1.5	2.3	27.8	100.0
中間農業地域	43.3	44.1	3.3	0.5	8.8	100.0
山間農業地域	28.1	56.7	4.3	0.3	10.6	100.0
合計	37.6	46.4	3.2	0.7	12.1	100.0

資料：(財)農林漁業体験協会「日本型グリーン・ツーリズム実態調査報告書」2001年、27ページによる。

また、(財)21世紀村づくり塾が平成13年1月から3月に、調査した結果のうち、農家レストラン利用客の地元割合〈表5〉をみると、「5割以上」35.3%、「3～4割」24.7%であり、地元の利用客が少ない。それゆえ、グリーン・ツーリズム施設の経営方針として、近くの都市住民や地元住民の利用を確保することが重要である。なお、農家レストランは近年急速に増加しており、全体の70.6%が1995年以降に設置されたものである。

表5. 農家レストラン利用客の地元割合

(単位：施設数、%)

設置時期	1割未満	1～2割	3～4割	5割以上	合計
1994年以前	4	22	17	26	69
	5.8	31.9	24.6	37.7	100.0
1995年～1997年	2	28	17	21	68
	2.9	41.2	25.0	30.9	100.0
1998年以降	5	33	24	36	98
	5.1	33.7	24.5	36.7	100.0
合計	11	83	58	83	235
	4.7	35.3	24.7	35.3	100.0

資料：(財)21世紀村づくり塾「農家レストランに関するアンケート調査報告」2001年、による。

第2に、農場民宿の家族（個人）経営を主体とするヨーロッパに対して、日本のグリーン・ツーリズム施設は、農林漁家のグループ、集落や旧村の自治組織、農協・森林組合・漁協の生産者団体、第三セクターの地域経営体を中心に運営されるのが特徴である。

農村の共同管理活動は、都市と農村の交流に地域全体で取り組む共同意識の基盤になっており、このような共同意識を背景にして、グリーン・ツーリズムの施設経営では、農林漁家のグループ営、農協・森林組合・漁協等の生産者団体営、第三セクター営の地域経営体が比較的に多くみられる。

〈表6〉は設置時期別にみたグリーン・ツーリズム施設の経営主体を示している。1990年以前には、国や都道府県、市町村の行政機関直営が47.3%を占め、地域経営体が占める割合は46.5%であった。グリーン・ツーリズムは、政策導入当初は行政主導型で導入される傾向が強かったことを表している。しかし、1990年代後半以降では、行政機関直営は31.7%に減少し、その反面地域経営体が56.9%へと増加している。今日では、地域経営体によるグリーン・ツーリズム施設運営が主流である。

1990年代後半以降におけるグリーン・ツーリズム施設の経営主体は、市町村116（30.9%）、第三セクター127（33.8%）、農漁協等15（4.0%）、農林漁家のグループ72（19.1%）である。また、グリーン・ツーリズム施設全体の72.4%は、1991年以降に設置されたものである。

表6. 設置時期別にみたグリーン・ツーリズム施設の経営主体

(単位：施設数、%)

設置時期	国・県・市町村	地域経営体	個人	その他	合計
1990年以前	121 47.3	119 46.5	13 5.1	3 1.1	256 100.0
1990年代前半	113 38.3	160 54.3	11 3.7	11 3.7	295 100.0
1990年代後半以降	119 31.7	214 56.9	29 7.7	14 3.7	376 100.0
合計	353 38.1	493 53.2	53 5.7	28 3.0	927 100.0

資料：(財) 農林漁業体験協会「日本型グリーン・ツーリズム実態調査報告書」2001年、23ページによる。

〈表7〉では、設置時期別にみた農家レストランの経営主体を示している（複数回答）。地域経営体の占める割合は、農家レストランにおいても48.1%と最も高く、設置時期が新しくなるにつれて増加を示している。なお、グリーン・ツーリズム施設に比較して農家レストランでは、農家（個人が大半、26.8%）の割合は多く、市町村（2.7%）の割合は低い。

第3に、リピーターや地元農林水産物の利用等、顔の見える相互取引を重視するのも日本型グリーン・ツーリズムの特徴の一つであろう。前述したように、日帰り型が多く、近隣主要都市や地元周辺の利用客が多い中でも、顔の見えるもの同士の交流となるリピーター利用が多い。〈表8〉は、グリーン・ツーリズム施設の種別別にみた利用客の反復性を示している。すべての施設の種別において、「リピーター多く、増加・横ばい傾向」が全体で62.6%として一番多い。次いで「リピーター少なく、増加・横ばい傾向」（全体で23.3%）、「リピーター多く、減少傾向」（全体で7.5%）順である。これをみると、全体の7割が「リピーターは多い」と回答している。

表7. 農家レストランの経営主体

(複数回答、単位：施設数、%)

設置時期	農家 (個人が大半)	地域経営体				市町村	その他	合計
		農家グループ	農協・第三セクター	農業生産法人・株式会社	小計			
1994年以前	25 27.2	25 27.2	6 6.5	11 12.0	42 45.7	3 3.2	22 23.9	92 100.0
1995年～1997年	26 31.0	22 26.2	8 9.5	10 11.9	40 47.6	1 1.2	17 20.2	84 100.0
1998年以降	28 23.5	42 35.3	12 10.1	6 5.0	60 50.4	4 3.4	27 22.7	119 100.0
合計	79 26.8	89 30.2	26 8.8	27 9.1	142 48.1	8 2.7	66 22.4	295 100.0

資料：(財) 21世紀村づくり塾「農家レストランに関するアンケート調査報告」2001年、による。

表8. 施設の種別別にみた利用客の反復性

(単位：%、施設数)

施設の種別	リピーター多く、 増加・横ばい傾向	リピーター多く、 減少傾向	リピーター少なく、 増加・横ばい傾向	リピーター少なく、 減少傾向	リピーター僅少、 もしくは期待無	合計
加工・販売	73.5	4.4	17.0	2.2	2.9	136
休憩・飲食	70.3	7.4	15.9	4.3	2.1	94
宿泊滞在	61.5	11.5	23.0	3.5	0.4	226
複合2種類	61.7	5.0	27.5	2.5	3.3	120
複合3種類以上	58.7	13.8	22.4	5.2	0	58
遊覧ふれあい	58.5	7.1	25.7	7.1	1.4	70
体験学習	54.7	5.8	28.4	5.8	5.1	137
その他	58.8	2.9	26.5	4.4	7.3	68
合計	62.6	7.5	23.3	4.1	2.7	909

資料：(財) 農林漁業体験協会「日本型グリーン・ツーリズム実態調査報告書」2001年、28ページによる。

また、農家レストランの固定客（リピーター）の割合（表9）をみると、農家等の個人経営では、ほぼ半数が4割以上のリピーターを確保していることが分かる。農業法人を含む農家集団のグループ経営では、約65%が3割から7割台のリピーターを確保している。農協、第三セクター、市町村、株式会社、財団法人等の一般法人組織の経営では、67.5%が4割未満のリピーターしか確保していない。リピーター確保の割合は経営形態により異なるが、全体として3割から7割台のリピーターを確保している農家レストランが多い。

表9. 農家レストランにおける固定客の割合

(単位：施設数、%)

経営形態	3割未満	3割台	4～5割台	6～7割台	8割以上	合計
個人	23	19	19	13	8	82
	28.0	23.2	23.2	15.9	9.7	100.0
農家集団	37	26	25	17	1	106
	34.9	24.5	23.6	16.0	1.0	100.0
一般法人 組織	21	8	9	4	1	43
	48.9	18.6	20.9	9.3	2.3	100.0
その他	2	1	2	0	1	6
	33.3	16.7	33.3	0	16.7	100.0
合計	83	54	55	34	11	237
	35.0	22.8	23.2	14.3	4.7	100.0

資料：(財) 21世紀村づくり塾「農家レストランに関するアンケート調査報告」2001年、による。

#### IV. グリーン・ツーリズムの発展戦略

##### 1. グリーン・ツーリズム政策の発展方向

###### 1) 基本方向 (理念)

農林水産業と農山漁村の多面的機能を商品化し、所得の向上を図ることこそグリーン・ツーリズムの最も基本的な目的である。しかし、グリーン・ツーリズムを農外所得を上げる手段だけにアプローチしてはいけぬ。持続可能なグリーン・ツーリズムのためには美しく快適な自然環境と、その中で生活する人々の健康な生活文化と固有の伝統文化をもとで美しい村づくりと伝統や生活文化を涵養し、豊かな生活を追求する努力が必要である。従って、地域活性化のためのグリーン・ツーリズムは次のような三つの基本方向で推進するのは望ましい。

第1に、地域住民と農家が共同で参加し、村づくりと所得の向上を図る事業にすべきである。従って、一人中心の事業になってはいけぬ。グリーン・ツーリズムを村単位で推進するためには村共同体が住民と一緒に議論し、興味がある住民が多数参画できるような推進方向に設定すべきである。

一方、農村地域の人口構造が高齢化され就農可能な後継者が減少しつつある状況の中で、民宿と農業・農村体験を基本とするグリーン・ツーリズムを高齢化された農村地域住民の所得増大のための重要な代案にすべきである。従って、グリーン・ツーリズムは村の青長年層と高齢層と一緒に参画できるようなプログラムを開発・推進すべきである。

第2に、都市と農村住民の出会いの場を設けることで相互理解を増進し、これを通じて農村地域活性化につなげるべきである。グリーン・ツーリズムでの人的交流は不特定多数の単純訪問を意味するものではない。グリーン・ツーリズムを実施する農家と都市の訪問者が親密な顧客として反復的に交流することで農業と農村生活、そしてその中で生活する人に対する理解の幅を広げるとともに、訪問客と受け入れ者の両方が生活の活力を探し求める過程にすべきである。

第3に、美しい自然環境と快適な生活環境、豊かな生活文化を作り続ける努力がグリーン・ツーリズムの一過程として行われるべきである。従って、グリーン・ツーリズムは農村地域住民の所得活動であると同時に村づくり運動、国土環境づくり運動でもある。

## 2) 推進戦略

グリーン・ツーリズムが前述した基本方向を達成するためには次のような戦略的アプローチが重要である。

### ① 村単位でのアプローチ戦略

グリーン・ツーリズムをアプローチするに当たって、EUのように個別農場単位でアプローチする方式と村という地域社会単位でアプローチする方式がある。

日本の農家はヨーロッパの農家とは全く異なる経済・社会的条件を持っている。農場の規模は1.5ha水準で、ごく一部を除くとヨーロッパのような独立した観光農場を運営することは極めて難しいのが実情である。従って、個別農家単位でグリーン・ツーリズムを実施するのは大規模の資本投資を前提にするので経済的効率が極めて低い。

グリーン・ツーリズムを推進する場合、村共同体をその推進単位とし、農家は民宿、体験農場の運営、農産物及び特産物の販売等で個別事業体の性格として参画する体制を整えるのが望ましい。しかし、グリーン・ツーリズムを実施する村が持っている資源を隣の村と共同で活用する場合、又は地理的に隣の村と連帯し推進するのが有利な場合、数カ所の村が一つの推進単位になってグリーン・ツーリズムを実施することも可能であろう。

グリーン・ツーリズムを村単位で実施する場合、村共同体は村の造形、環境管理、道路、上下水道等グリーン・ツーリズムの推進に必要なインフラの構築と会議室、共同販売場、駐車場等の公共施設を設置することになる。また、個別農家は農家住宅と農場を利用した体験農場、民宿、農家レストラン、農産物販売場等を運営する形態をとる。

### ② 地域社会主導戦略

グリーン・ツーリズムの推進は地域住民と地域行政が主導すべきである。グリーン・ツーリズムはその対象が農家、農場、農村地域の文化や自然景観等になることで村が主導的に推進し、地域行政が積極的に支援する形をとるのは望ましい。

従って、村は共同体単位としてグリーン・ツーリズムに関する住民間の合意をもとで計画を樹立し地域行政にその計画を提出・支援を要請する形態をとるのが望ましい。

農業生産過程とは異なりグリーン・ツーリズムは高度のサービスを基本とする事業である。従って、事業の主体である地域住民個々人のグリーン・ツーリズムに関する経営意思と経営能力が重要である。このような側面からみると、グリーン・ツーリズムは地域住民と指導者の主体的な参画が必要不可欠である。

### ③ 推進主体別の役割分担

グリーン・ツーリズム推進の実質的な主体は地域住民と地域行政になるが、国は財政及び制度整備を通じてこれを支援することで、地域住民と地域行政、そして国の役割分担を明確にする必要がある。

地域単位でのグリーン・ツーリズムが成功的に推進されるか否かはグリーン・ツーリズムを担当する地域住民と指導者に大きく関わっている。従って、村共同体は次のような事項に対し主導的な役割を果たさなくてはならない。

- ・グリーン・ツーリズム導入のための住民間の合意と実施する多数の住民確保
- ・村の環境整備、道路改善、公共施設の拡充に必要な最小限の農地を住民の自らが負担
- ・村共同体がグリーン・ツーリズムの計画書を作成し、承認と財政支援を要請
- ・村の指導者を中心に農林水産業と農山漁村の文化体験プログラムの開発及び都市と農村地域

間の交流事業を推進する能力の具備

- ・農林水産業と農山漁村の多面的機能を商品化できる視点と能力の具備等
- また、地方行政は次のような役割を担当すべきである。
- ・村共同体が提出したグリーン・ツーリズム計画書の審議と支援の決定
  - ・グリーン・ツーリズムを実施する村に対し、インフラ環境整備に所要する財政の支援及び国への財政支援の要請
  - ・グリーン・ツーリズム実施のためのプログラムの開発と普及
  - ・地域内のグリーン・ツーリズムの広報及びネットワークによる情報交換の支援等
- 国は地域住民と地方行政の役割を踏まえた上で、次のような役割を果たすべきである。
- ・グリーン・ツーリズムの実施のための法律と規制等制度化の支援（整備）
  - ・グリーン・ツーリズムの実施に必要な財政の確保と地方行政への支援
  - ・グリーン・ツーリズムに対する全国的な広報と情報交換のためのネットワークの構築・グリーン・ツーリズム実施に関わる住民と指導者に対する教育事業への支援
  - ・グリーン・ツーリズムの類型別プログラムの開発と類型別モデル事業の実施
  - ・グリーン・ツーリズムの早期定着のための民間支援組織への支援等

### 3) 主要戦術（プログラム開発）

グリーン・ツーリズムの早期定着とグリーン・ツーリズムへ関心のある住民と村の参画を誘導するためには次のようなプログラムを開発し、支援する必要がある。

#### ① グリーン・ツーリズムのモデル村の選定・育成

グリーン・ツーリズムを実施しようとする村や地方行政を対象にモデル村を選定し、グリーン・ツーリズムに対するモデル事業を実施・教育の場とする必要がある。

グリーン・ツーリズムモデル村は優れた自然景観と環境を維持し、農林業及び農山村文化を体験できる素材があるか、開発の余地が十分ある村の中から優先的に選抜すべきである。また自ら農林業体験、農山文化体験プログラムを開発・運営できる有能なリーダーがある村を対象にすべきであろう。

一方、グリーン・ツーリズム実施における地域行政と国の役割は極めて重要である。モデル村としてグリーン・ツーリズム実施する場合、これに必要な道路、上下水道、駐車場、公共施設等を改善するのに必要な財政を負担すべきである。また、グリーン・ツーリズムが定着できるように必要なプログラムの開発、住民教育及び経営コンサルティングを支援すべきである。

#### ② 農林業・農山村の余暇・体験・交流プログラムの開発

前述したように、国民の生活価値観とライフスタイルの変化に伴い、農林業分野でも多様な余暇・体験・交流活動が活発に行われる展望である。また、成人勤労者だけではなく幼稚園児と小・中・高校生と大学生の観光機会の拡大も考慮すべきである。従って多様な顧客層に適合できる農林業・農山村の余暇活動プログラムを多様に開発・普及する必要がある。

一方、外国人を対象にする観光が伝統文化や固有の地域文化を中心に展開される場合、農村地域のグリーン・ツーリズムは外国人観光客に魅力的な観光商品になる。従って、外国人を潜在的顧客にする文化体験観光プログラムの開発が必要である。

グリーン・ツーリズムのプログラムは都市・農村地域交流の形態により農業体験型、文化体験型、環境・生態観察型、単純訪問型等に分けることができる。また、交流が発生する場所、即ち都市近郊、平野地、中山間地等地域的特性により多様な交流・体験・余暇活動プログラムを開発すべきである。

#### ③ 教育・訓練プログラムの開発及び運営支援

グリーン・ツーリズムの定着のためには参画する地域住民と指導者、そして地方行政と関連機

関（団体）の従事者への教育が重要である。

グリーン・ツーリズム発展のための教育プログラムは対象と地域によって多様に実施することができるが、主に次のような内容で実施することができる。

- ・グリーン・ツーリズムの意義と推進方法
- ・グリーン・ツーリズムの形態別プログラムの内容と運用方法
  - 農業・農村文化体験プログラム
  - 環境・生態観察関連プログラム
  - 休養・余暇・スポーツ型プログラム
- ・対象別プログラム管理方法
  - 学生対象自然生態及び農業・農村体験学習プログラム
  - 都市年寄りの滞在型休養・余暇・体験プログラム
  - 企業、団体対象の行事・体験プログラム
  - 外国人対象の体験観光プログラム
- ・体験学習型都市・農村交流客対象のサービス方法
- ・農村地域伝統文化の理解
- ・グリーン・ツーリズム事業管理及び経営手法
- ・住民組織管理及び指導者のリーダーシップ等

#### ④ グリーン・ツーリズム関連専門人材の育成及び資格制度の運営

グリーン・ツーリズムの定着・発展のためには、これを運営する地域住民と経営者、地域行政及び国以外に、この事業を消費者と繋げる媒介者の役割の重要性は言うまでもない。このような媒介者としては、グリーン・ツーリズム案内者、体験学習ガイド、企画家、経営コンサルタント等を挙げられる。従って、これらの専門人材を体系的な教育を通じて育成し、資格を認証することでグリーン・ツーリズムが健全に発展できる土台をもうけることになる。

体験学習場で体験案内ができる分野としては、農林業の生産・加工、伝統料理等の加工食品、伝統木工芸及び金属工芸、伝統音楽、農林漁業現場での自然環境生態の紹介等である。従って、これらの分野の技能を保有した人材を発掘し、分野別伝統文化技能保有者として登録させ、都市と農村交流の体験学習への活用、伝統文化伝授のための講師活動、国内外観光客のための公演活動を通じて所得向上の機会を広げることができる。これのための法的な基盤構築が重要である。

## 2. 新グリーン・ツーリズム総合推進対策

新たなグリーン・ツーリズムの総合的推進のための四つの戦略となる「新グリーン・ツーリズム総合推進対策」について述べておきたい。

この総合対策の趣旨としては、健康的でゆとりある生活、安らぎ、自然を求めるトレンドを背景に都市住民のグリーン・ツーリズムに対する願望、ニーズが高まるとともに、世代ごとの滞在・体験・交流に関する目的や内容が多様化している。また、農山漁村地域では、グリーン・ツーリズムの推進による地域活性化への期待が増大するとともに、地域ぐるみの自発的な取り組みがみられる。

このよう中で、都市住民の多様なニーズにきめ細かく対応するとともに、農山漁村資源や農林水産業等と連携・調和した地域ぐるみのグリーン・ツーリズムの総合的な推進が求められている。

このため、都市と農山漁村の共生・対流の国民運動を展開する中で、グリーン・ツーリズムの新たなスタイルを提案・普及するとともに、都市地域での情報提供拠点となるグリーン・ツー



リズムセンター機能の確立、グリーン・ツーリズムビジネスの育成及び地域資源を活用した農山漁村の魅力向上のための地域ぐるみの自発的取り組みの支援を内容とする総合対策を関係省庁と連帯しつつ戦略的に推進し、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル（デュアルライフ）の実現や農山漁村地域の活性化を図り、もって都市と農山漁村の共生・対流の実現に資するということである。

戦略（事業）内容<sup>(註9)</sup>〈表10〉は以下の通りである。

① 願望顕在化戦略：共生・対流の国民運動におけるグリーン・ツーリズムの新たなスタイルの提案・普及

共生・対流に向けて様々な形で個別に行われている各種の取り組みを統合した国民運動の一環として、都市住民の潜在的需要を踏まえた、グリーン・ツーリズムの新たなスタイルを提案するとともに、シンポジウム、イベントの開催により、都市住民等への普及活動を行う。

② 情報化戦略：農山漁村情報の提供拠点となるグリーン・ツーリズムセンター機能の確立

都市側の動きの支援や都市と農山漁村のつながりの強化を図るため、農山漁村情報等のデータベースの整備、都市部等での農山漁村情報提供の充実強化、教育関係者、NPO、関係企業等と受け入れ側とのマッチング活動等を総合的に推進するセンター機能を確立する。

③ 産業化戦略：グリーン・ツーリズムビジネス（交流・体験サービス）の育成

グリーン・ツーリズムの推進による地域の活性化を図るため、交流・体験サービスのニーズに即した多様な展開と魅力向上のための調査検討、グリーン・ツーリズムビジネスの起業家や各種体験活動等の企画・立案・調整を行うコーディネーター、地域ぐるみのグリーン・ツーリズムを運営するマネージャー、地域を熟知する「農の達人」、「食の達人」等体験指導員を育成・確保する。

④ 地域ぐるみ戦略：農山漁村の魅力向上のための地域の自発的取り組みの支援

農山漁村資源や農林水産業等と連帯・調和した地域ぐるみのグリーン・ツーリズムを推進するため、地域の農山漁村資源の再評価等を行うワークショップ活動を通じた地域の自発的取り組みによる受け入れシステムの整備、地域資源を活用した都市住民に魅力ある空間の整備等を支援（地域連帯システム整備事業、安らぎ空間整備事業）する。

表 10. 新グリーン・ツーリズム総合推進対策の戦略内容

戦 略	内 容
・願望顕在化戦略	共生・対流の国民運動におけるグリーン・ツーリズムのコンセプトづくりの新たなスタイルの提案・普及
・情報化戦略	農山漁村情報の提供拠点となるグリーン・ツーリズムセンター機能の確立
・産業化戦略	グリーン・ツーリズムビジネス（交流・体験サービス）の育成
・地域ぐるみ戦略	農山漁村の魅力向上のための地域の自発的取り組みの支援

資料：農林水産省の資料より作成

### 3. 農村地域活性化のためのグリーン・ツーリズムの役割

#### ー長野県伊那市のはびろ農業公園「みはらしファーム」の事例を中心にー

##### 1) 伊那市農業構造改善事業の概要

近年、伊那市の農業は、従事者の高齢化、後継者や担い手の減少、耕作放棄地の増加、混住化の進行等により、農地や農業生産力等の生産基盤の維持・確保が困難な状況に陥っている。

西箕輪の羽広地区では、平成6年12月に温泉の鑿井に成功し、平成7年8月に伊那市が源泉権の一部を取得、平成9年10月には市の温泉活用施設「みはらしの湯」がオープンした。

こうしたなか、平成7年度に伊那市農業振興センターが策定した「農業振興地域地区計画」では、農産加工等による付加価値の高い農業を展開されることが示され農業構造改善事業への取り組みが始まった。平成8年度からは、伊那地区・西箕輪地区農業振興推進委員会での検討が重ねられ、地元農家からの強力なボトムアップにより本事業は推進されてきた。

本事業は、地域の有形無形の資源を再評価し、これを活かすことにより都市との交流を深め、地域の活性化を進めるとともに、新たな農業関連産業の展開や地域農業の担い手となる経営体の育成、地域ぐるみの営農支援体制の確立等を目的としている。

伊那市農業構造改善事業の詳しい事業内容と事業費等及び推進・運営組織については〈表11〉に示した通りである。

##### 2) 事業実施の必要性と推進経過

畑作の比重が高い羽広地区では、その農産物の流通コストを抑え、商品化率を高めることにより個々の経営体の所得の増大、経営規模の拡大、さらに地域ぐるみの営農体制を確立する必要がある。

そこで、中央高速道路伊那ICからも近く、数年後には国道361号線権兵衛峠道路が開通し伊那一木曾間が約30分で結ばれることによる集客の好条件を活用し、施設園芸、農産物の加工・販売等付加価値の高い農業を展開せざるを得ないことを認識し、集落懇親会による事業推進のための検討に入った。

そして、地域ぐるみの営農体制の確立を図る中で、小規模兼業農家、高齢者農家等との連帯を深め、野菜、果樹、花卉等の、より効率的な集出荷、販売を行うための協定を締結する。また、作付けの集団化（共同化）も含め畜産農家との連携、農用地の有効利用により、効率的に生産された農産物の加工等による特産品の生産・販売を行うための協定も締結した。この協定の締結では、地区農業の担い手となる経営体の育成と地域ぐるみの営農体制の確立及び個別経営体、組織経営体、組織経営者の担い手確保の増加と新規経営体を含め認定農業者確保等も重要な目的である。

本事業は、平成9年度より、いちごハウスの造成を開始し、同年一部完成により、平成10年2月に「みはらしいちご園」として観光農園がオープンした。さらに、工事を進め19棟全てが完成し、平成11年1月全面オープンすることになった。

農産物直売所と加工場は、平成10年11月にオープンし、地元の生産者グループが地場産の米加工、漬け物、豆腐加工等をしたり、直売利用組合に登録し生鮮野菜、果実を「新鮮、安全、安く」をモットーに毎日出荷している。その後、そば道場、パン工房、レストラン、機織り、竹細工、ふれあい広場、ふれあい農園等が建設され平成11年6月にグランドオープンし、現在に至っている。

3) 大規模複合グリーン・ツーリズム施設のメリット

中央アルプスの麓に広がる「みはらしファーム」は、様々な体験施設や農産物直売所、レストランに温泉、宿泊施設まで備えた体験型グリーン・ツーリズム施設である。高原ならではの農産物やその加工品、伝統に培われてきた様々な工芸品、自慢の郷土料理等がここに集結している。いちごもそばもパンも、そして機織りも竹とんぼも作った人のぬくもりが感じられる。農

表 11. 伊那市農業構造改善事業の概要(平成9年度~12年度)及びびほろ農業公園「みはらしファーム」の管理・運営組織

事業区分(事業種目) 【施設愛称】	事業主体	管理主体	管理責任 運営組織	具体的な事業内容	事業量	事業費 (千円)	財源内訳(千円)				事業年度	
							国庫補助	県補助	市費	JA上伊那		
<b>経営基盤確立農業構造改善事業</b>						373,263	177,744		17,774	177,745		
【集落タイプ】 (西箕輪地区) 補助率1/2 計画認定:平成 8年度補正	<b>特認事業</b>					373,263	177,744		17,774	177,745		
	複合経営促進施設 【みはらしいちご園】	JA上伊那	JA上伊那	羽広イチゴ生産組合	イチゴ(ロックワール)栽培 ハウスリース事業	11a×12棟	237,636	113,160		11,316	113,160	H9年度
					11a×7棟	135,627	64,584		6,458	64,585	H9年度 補正	
<b>経営基盤確立農業構造改善事業</b>						547,434	270,369		237,513	39,552		
【市町村タイプ】 (伊那西部地区) 補助率1/2 計画認定: 平成9年度	<b>特定農業基盤施設整備事業</b>					547,434	270,369		237,513	39,552		
	産地形成促進施設 羽広農産物直売所 【とれたて市場】	伊那市	JA上伊那	JA上伊那生活部	地場農産物直売施設 (販路拡大→農業所得 の向上) 持ち込み販売(地場農 産物、農産加工品、 地場産品等)	木造平屋建 1棟380㎡ 駐車場	283,451	141,174		142,277		H9年度 実施設計 H9年度 補正工事 設計監理
	地域食材供給施設 【ファームレスト ラン・トマトの木】	伊那市	JA上伊那	JA上伊那 営農部	新鮮な地場農産物 を使ったふるさとの食を 提供するレストラン(地 場農産物PR→消費拡大)	木造平屋建 1棟388㎡	181,133	89,833		91,300		H10年度
	農産物処理加工 施設【農産物加工 場】	JA上伊那	JA上伊那		農産物加工施設(高付加価値 化→特産品化)		82,850	39,362		3,936	39,552	H9年度 補正
			西箕輪大豆加工組合	<大豆>豆腐								
			那広業生産加工組合	<漬物>羽広菜のかぶ 漬、七色漬等								
			JA七色漬加工グループ	<米>おやき、こへい餅等								
			西箕輪生活改善グループ									
<b>農村資源活用農業構造改善事業</b>						439,083	178,013	4,917	256,153			
【農村で休暇 タイプ】 (伊那地区) 補助率1/2、 4/10 計画認定:平成 9年度補正	<b>交流施設整備事業</b>					414,487	165,720		248,767		H10年度	
	農林漁業体験施設 【そばの家 名人亭】	伊那市		伊那市そば打 ち名人の会	農村文化の体験・伝承 そば製粉所(そば粉の 機械製粉)、そば食堂、 そば打ち体験道場(そ ば打ち教室、ジャム作 り教室、おやき・漬物 教室、パン焼教室)	木造平屋建 (一部2階建) 5棟700㎡	305,885	122,282		183,603		
	【パン工房 麦の家】		伊那市	伊那市手作り パン同好会	パン工房(手作りパン の販売)							
	【竹の家】		伊那市	伊那市農林振興課	竹細工等、わら細工教室							
	【工房COO(空)】		伊那市	地元農家	竹とんぼ、スカイクラフト工房							
	【草の家】		伊那市	伊那市機織保存会	草木染め、機織り教室							
	水車小屋		伊那市	伊那市	明治時代の水車の移転・復元							
	ふれあい広場施設 【ふれあい広場】	伊那市	伊那市	伊那市農林振興課	都市と農村の交流の場、 交流イベント開催等	公園4,733㎡ 一式	108,602	43,438		65,164		H10年度 補正
	<b>土地基盤整備事業</b>						24,596	12,293	4,917	7,386		H10年度
	ふれあい体験農園整備 【ふれあい農園】	伊那市	伊那市	伊那市農林振興課	非農家市民、都市住民のための市民農 園を開設、農園80区画(区画32㎡)	木造平屋建 1棟20㎡	24,596	12,293	4,917	7,386		
<b>補助事業計</b>						<b>1,359,780</b>	<b>626,126</b>	<b>4,917</b>	<b>511,440</b>	<b>217,297</b>	H10年度	
【地域農政推進対策事業】	<b>地域農政推進対策事業</b>					168,359			168,359		H11年度	
	せせらぎ水路公園	伊那市	伊那市	伊那市農林振興課	水と緑と石の公園	5,000㎡	57,687		57,687		繰越明許	
	ダチョウ牧場	伊那市	伊那市	伊那市ストリッパファーム	ダチョウの飼育	11,300㎡	35,700		35,700			
	木曾馬牧場		伊那市	伊那乗馬クラブ	木曾馬の飼育、体験乗馬	鉄骨造平屋建					H11年度	
	ドッグラン		伊那市	伊那市農林振興課	犬の運動公園	58.32㎡					H10年度	
	四季の小径公園	伊那市	伊那市	伊那市農林振興課	四季を彩る草木の公園	1,089㎡	2,000		2,000		H11年度	
	みはらし公園	伊那市	伊那市	伊那市農林振興課	レストラン展望テラス	174㎡	32,445		32,445		H10~11年度	
	ふれあい広場施設	伊那市	伊那市	伊那市農林振興課	複合遊具	6基	8,295		8,295			
公園周辺整備	伊那市			周辺整備、市単独追加工事		32,232		32,232				
<b>市単独事業計</b>						<b>168,359</b>			<b>168,359</b>			
<b>合 計</b>						<b>1,528,139</b>	<b>626,126</b>	<b>4,917</b>	<b>679,799</b>	<b>217,297</b>		

資料：伊那市農業振興センターの資料より作成

村だから提供できる素朴なもてなし、伊那の大自然と人々の温かみを目で、舌で、身体で味わうことができる。

このような大規模グリーン・ツーリズムである「みはらしファーム」のメリットを簡略にまとめると次の通りである。

第1に、複合施設のメリットである。農産物直売所である「とれたて市場」は、毎朝7時から地元農家の持ち込みによる新鮮野菜の販売が売り物である。また1月から6月までの6ヶ月間で約7万5千人の来客がある「みはらしいちご園」は、19棟のいちごハウスが軒を並べ、一カ所にまとまっているものとしては、全国でも有数の規模を誇っている。養液栽培による高さ1.3mの栽培ベンチは、立ったままいちご狩りが楽しめる施設で、車椅子でも利用できるようベンチ間隔を広く取ったハウスも用意している。

地元野菜をふんだんに使った料理を提供する「ファームレストラン・トマトの木」、地元産の小麦を使った安全・安心のパン作りが体験できる「手作りパン工房・麦の家」等、地元農産物の購入、農村文化の体験、農産物収穫の体験等15以上の施設を一カ所に集め、ここに来るだけで様々な体験ができるようになっている。

第2に、農村文化体験のメリットである。「そばの家・名人亭」では、伊那市そば打ち名人の会から名人の称号を受けた指導員の指導のもとでそば打ち体験ができる。また伊那香織り・草木染め工房である「草の家」では、8台の機織り機が備え付けられ、昔、各地で見られた「裂き織り（使い古した布地を裂き、これを横糸として織ったもの）」を現代に伝え、気軽に機織り体験ができる施設である。

地元の大豆で作った豆腐やおやき、いちごジャムに漬け物等の手作り体験もメニュー化している。

第3に、農産物収穫体験のメリットが挙げられる。みはらしファームでは、ファーム内での体験にとどまらず、近隣農家との提携により、スイートコーンやリンゴ、ブルーベリーに梨といった四季折々の農産物の収穫体験もできる。また、ジャガイモやサツマイモ掘りの体験も可能である。

第4に、動物とふれあい体験のメリットである。乗馬が体験できる「木曾馬牧場」、伊那市が特産化を図っているダチョウを飼育している「ダチョウ牧場」、そして犬をリードからはずして遊ばせられる「ドッグラン」の施設がある。

第5に、様々な加工品のメリットである。みはらしファームで生産される農産加工品であるおやきやごへい餅、地元産大豆を100%使用し、天然にがりで固めたみはらし豆腐、羽広菜のかぶ漬け・伊那の七色漬けといった様々な製品が「農産物加工場」から生産されている。

## V. むすびーこれからのグリーン・ツーリズム推進上の課題ー

本稿では、近年、各地で活発に取り行われているグリーン・ツーリズムについて、その政策の展開及び類型と実態を分析するとともに、農業・農村地域活性化のためのグリーン・ツーリズムの発展戦略を提示した。

今後、日本のグリーン・ツーリズム政策の推進上の課題について簡略に述べることで結びとしたい。

第1に、日本のグリーン・ツーリズムの歴史は浅く、実情に応じたその定着に向けて、都市住民に幅広く普及・啓発していくことが必要である。

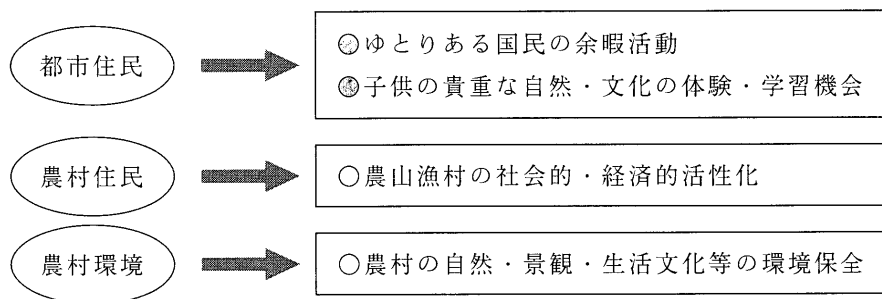
第2に、農業・農村体験を希望する都市住民は増加傾向にあるものの農家民宿の年間利用者総数は国内観光旅行客宿泊者数の3%に留まっていること等、都市側における潜在需要の顕在化が大きな課題となっている。

そして第3に、農村側においては、グリーン・ツーリズムの地域経済への効果について期待した効果が上がっていないとする市町村も多くみられ、取り組みの改善が求められているところである。このため、グリーン・ツーリズムに取り組む農村側においては、①都市住民の多様なニーズの把握と農山漁村の資源を活用した地域におけるグリーン・ツーリズムのコンセプトづくり、②農山漁村から都市への情報発信とネットワークの構築、③多彩なメニューづくりとそれを支えるインストラクター等の人材の育成、そして、④地域の条件に応じた魅力ある農山漁村空間の整備等、を図っていくことが重要な課題であろう。

#### [註]

1. 現在、グリーン・ツーリズム (green tourism) と一緒に農業観光 (agricultural tourism)、農村観光 (rural tourism)、生態観光 (eco-tourism) 等の用語が混用されている。また、代案的観光 (alternative tourism)、持続可能な観光 (sustainable tourism) 等も一緒に使用されている。しかし、このような用語の概念は国や地域、時代によって各々異なる意味合いで使用されている。本稿では農業観光と農村観光のみならず生態観光の一部も含む広義の概念として捉えることにする。
2. 内閣府大臣官房政府広報室『国民に関する世論調査』(平成13年9月)による。
3. 日本におけるグリーン・ツーリズムの概念には、「都市住民からみたコンセプト」、「農村住民からみたコンセプト」、そして「農村環境からみたコンセプト」という三つのコンセプトがある。具体的な内容については以下の<図註>を参照されたい。

#### <図註> グリーン・ツーリズムの三つのコンセプト



資料：21ふるさと京都塾『人と地域をいかすグリーン・ツーリズム』  
学芸出版社、1998年5月、30ページより引用

4. 新政策については、新政策研究会編『新しい食料・農業・農村政策を考える』地球社、1992年；新政策推進研究会編『新政策そこが知りたい』大成出版社、1993年；富民協会『「新政策」を問う』毎日新聞社、1992年；富民協会『スタートする「新政策」』毎日新聞社、1993年等を参照されたい。
5. 本稿で用いる「内発的発展・endogenous development」の概念については、宮本が整理した次のような原則に従う（詳しくは、宮本憲一『環境経済学』岩波書店、1989年、296～303ページを参照されたい）。
  - ① 地元の技術・産業・文化を土台に、地域内の市場を主な対象として地域住民が学習・計画・経営すること。だが、地域主義ではない。大都市圏、政府との関連を無視して地域が自立できるものではない。
  - ② 環境保全の枠の中で開発を考え、アメニティ、福祉、文化、地元住民の人権の確立を求める総合目的を持つこと。

- ③産業開発を特定業種に限定せず複雑な産業分野にわたるようにして、付加価値があらゆる段階で地元  
に帰着するような地域産業関連を図ること。
  - ④住民参加制度をつくり、自治体が住民の意思を体して、その計画によるような資本や土地利用を規制  
しうる自治権を持つこと。
6. グリーン・ツーリズム研究会の中間報告の概要については、青木勉「日本におけるグリーン・ツー  
リズムの展開方向と政策課題」『農業と経済』富民協会、1995年11月を参照されたい。
  7. グリーン・ツーリズムに関する研究成果（著書）を取り上げてみると、山崎光博・小山善彦・大島順  
子著『グリーン・ツーリズム』家の光協会、1993年5月；井上和衛・中村攻・山崎光博著『日本型グ  
リーン・ツーリズム』都市文化社、1996年3月；依光良三・栗栖祐子著『グリーン・ツーリズムの可  
可能性』日本経済評論社、1996年6月；金子照美『田園リゾートの時代ーグリーン・ツーリズムとその  
底流ー』清水弘文堂、1996年8月；21ふるさと京都塾編『人と地域をいかすグリーン・ツーリズム』  
学芸出版社、1998年5月；宮崎猛編著『グリーン・ツーリズムと日本の農村』農林統計協会、1998年  
；井上和衛・中村攻・宮崎猛・山崎光博著『地域経営型グリーン・ツーリズム』都市文化社、1999年  
4月；多方一成・田渕幸親・成沢広幸著『グリーン・ツーリズムの潮流』東海大学出版会、2000年4  
月；多方一成著『グリーン・ツーリズムの文化経済学』芙蓉書房出版、2000年9月；宮崎猛編著『こ  
れからのグリーン・ツーリズムーヨーロッパ型から東アジア型へー』家の光協会、2002年4月；持田  
紀治編著『グリーン・ツーリズムとむらまち交流の新展開』家の光協会、2002年9月；井上和衛著  
『ライフスタイルの変化とグリーン・ツーリズム』筑波書房、2002年12月；田中満著『地域ぐるみグ  
リーン・ツーリズム運営のてびきー都市と農山漁村の共生・対流』農山漁村文化協会、2002年12月；  
駄田井正・西川芳昭著『グリーン・ツーリズムー文化経済学からのアプローチ』創成社、2003年4月  
；等がある。
  8. 持田紀治「グリーン・ツーリズムの課題と展望」『農林業問題研究』第33巻・第3号、1997年12月、22  
ページを参照されたい。
  9. 日本におけるグリーン・ツーリズムの特徴については、宮崎猛「日本のグリーン・ツーリズムの特徴  
と役割」、宮崎猛編著『これからのグリーン・ツーリズム』家の光協会、2002年4月、27～34ページ  
に大きく依存している。